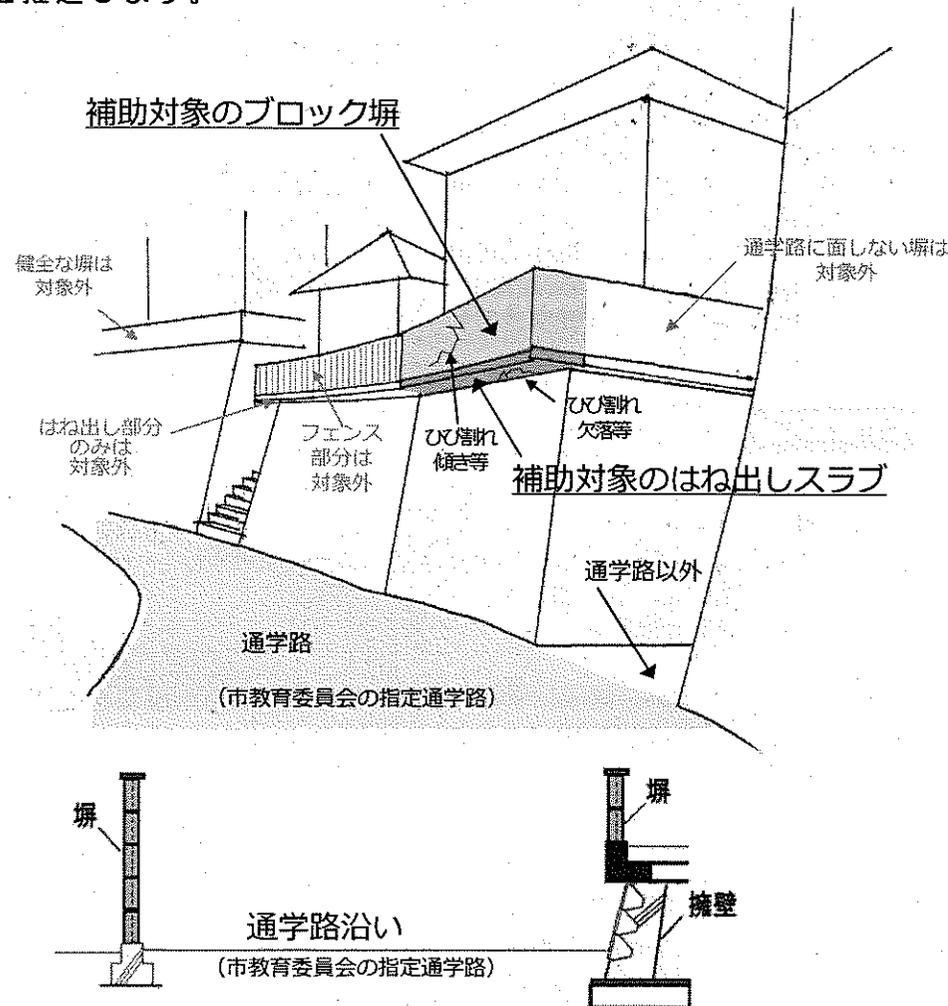


ブロック塀等の撤去

通学路に面する **ブロック塀等の撤去** を補助します

地震発生時のブロック塀・はね出しスラブの倒壊による人的被害を未然に防止するため、小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀・はね出しスラブの除却工事に要する費用の一部を助成し、安全・安心な住環境づくりを推進します。



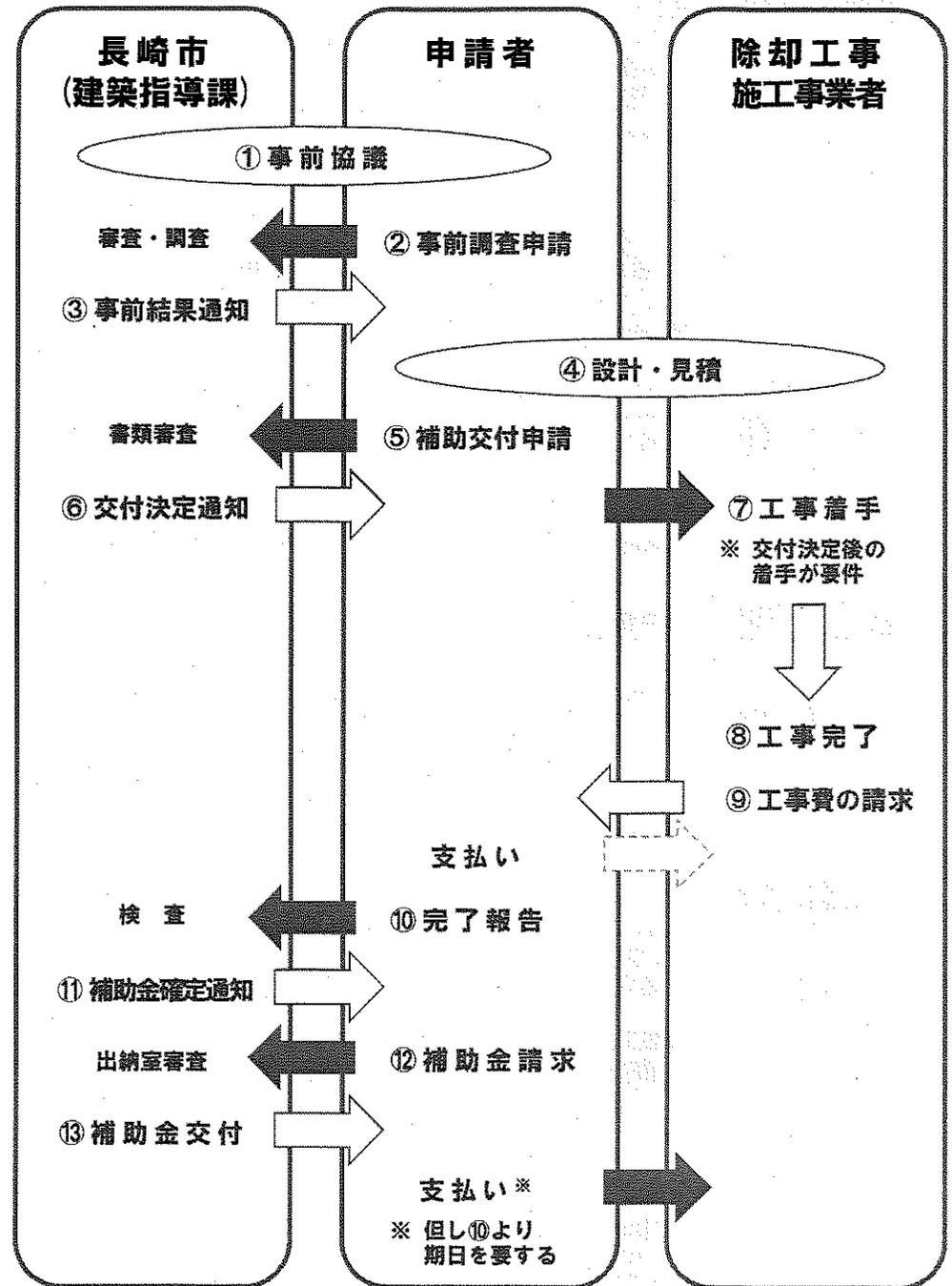
<相談窓口・お問合せ先>

長崎市役所 建築指導課 建築安全係

TEL 095-822-8888 (代表) 内線3755、3756

〒850-8685 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館ビル5階

手続きの流れ

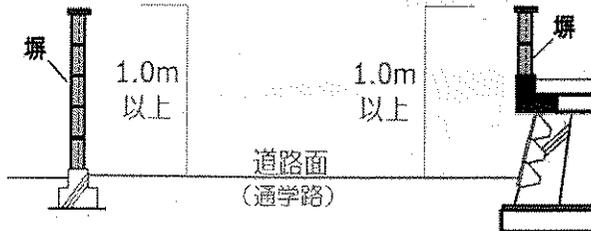


ブロック塀の除却工事費に係る助成

対象

以下に該当するブロック塀、組積造（レンガ造等）塀の除却工事

- ・市内の小学校の通学路に面するもの
- ・道路面からの高さが1.0m以上もの
- ・ひび割れ、傾き又はぐらつき等が認められ、倒壊の危険性があるもの



助成額

- ・除却工事費*の1/2 ※ 消費税を除く
 - ・上限12万円(敷地1面あたり) 2面以上は24万円
- ただし、申請者が市民税の非課税者世帯に属する場合
- ・除却工事費(廃棄物の運搬処分費を除く)の10/10
 - ・上限20万円(敷地1件あたり)

対象者

- ・所有者 ・相続人 ・所有者や相続人から同意を受けた者

施工者

- ・市内に本店、支店、営業所等を有する事業所
- ・市内に住所を有する個人

はね出しスラブの除却工事費も上乗せして助成

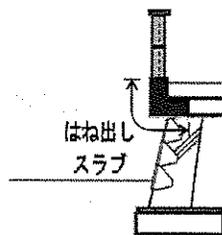
対象

以下に該当するはね出しスラブの除却工事

- ・上記のブロック塀の除却に併せて行うもの
- ・ひび割れ、欠落等が認められ、落下等の危険性があるもの

助成額

- ・除却工事費*の1/2 ※ 消費税を除く
- ・上限8万円(敷地1面あたり) 2面以上は16万円



ブロック塀がある場合に上乗せができます。

事前調査申請に必要な書類

- 事前調査申請書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 印鑑登録証明書
- 付近見取図、写真（現況の全景及び危険な状態が分かるもの）及び配置図
- （建物又は土地の）登記事項証明書 又は、固定資産課税台帳評価額証明書 又は、固定資産課税台帳課税額証明書 又は、固定資産税納税通知書の写し
- 権利関係図及び権利関係が確認できる戸籍謄本
- 市税の完納証明書
- その他（非課税者申請の場合は、課税状況の確認に関する同意書及び誓約書等）

補助申請に必要な書類

- 補助金交付申請書及び工事計画書（第4号及び第5号様式）
- 事前調査結果通知書の写し
- 平面図及び立面図（配置図で確認できれば省略可）
- 見積書（補助対象の内外及び内訳明細の記載があるもの）
- その他（補助要件の確認事項等）

完了報告に必要な書類

- 工事完了報告書（第13号様式）
- 工事完了証明書（第14号様式）
- 除却後の写真（敷地全景、除却したことが分かるもの）
- 領収書の写し又は請求書の写し
- その他（収支計算書等）

※ 申請書等の様式は建築指導課の窓口や市のホームページで入手できます。

【重要な注意事項】

- ・補助金交付決定前に除却工事に着手した場合は、対象となりません
- ・ブロック塀等を撤去した敷地に、新たに塀やフェンスを築造する場合、建築基準法に適合させる（確認申請等が必要な場合があります。）とともに適切に維持管理を行ってください。
- ・幅員が4m未満の道路に面する場合は、中心から2mセットバックした位置での設置が必要となる場合があります。